

平成26年1月23日

独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

においのきつい断熱用カーテン

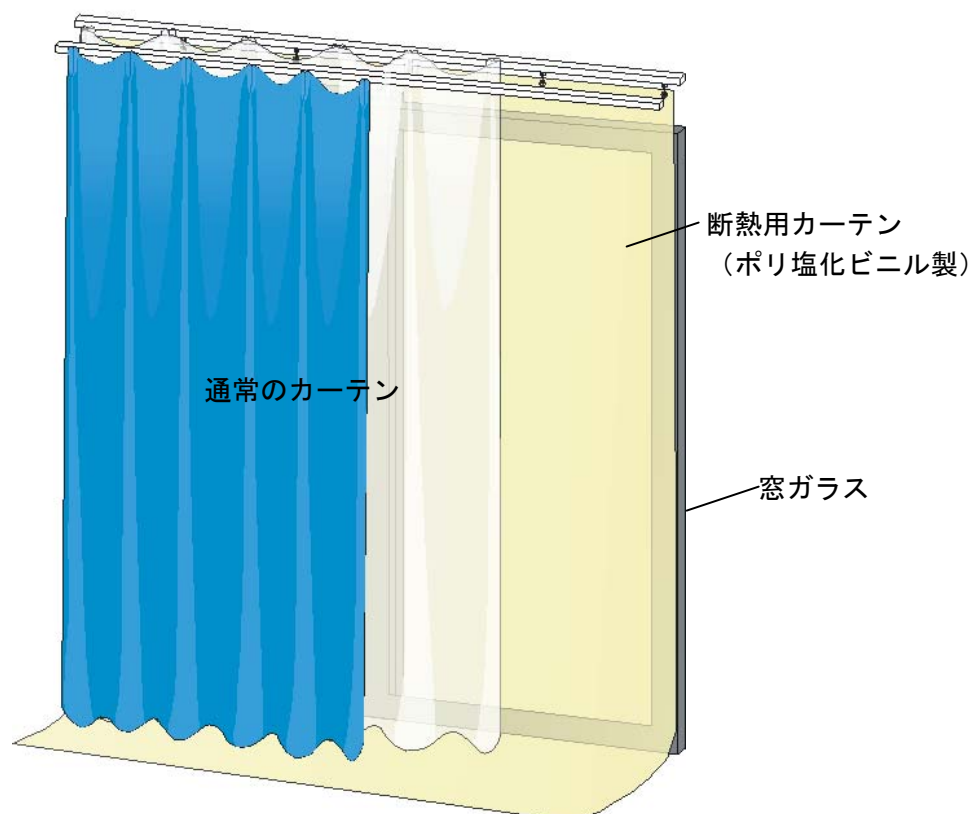
1. 依頼内容

「断熱用のカーテンを購入し取り付けたところ、においがひどく体調不良になった。においの原因を調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

この商品は、窓ガラスとカーテンの間に取り付けることで、屋外の冷気や熱気をカットし、暖房効率や冷房効率をアップするとうたうポリ塩化ビニル製のカーテンでした（図）。

図. 商品の取付概略図



この商品を部屋に設置して、においに関するモニターテストを行ったところ、「ビニルのようなにおい」が確認されました。そこで、この商品から発生する揮発性物質を分析したところ、主にフェノール、2-エチルヘキサノールのほか、脂肪族炭化水素類、脂肪族アルデヒド類と推定される物質が検出されました。これらの物質は、ポリ塩化ビニル製品から発生する揮発性物質として既にいくつかの報告がされている成分で、樹脂の添加剤や染料、溶剤等に含まれているものです。においを有する物質であることから、これらが混合したものがにおいの原因であると考えられました。

国際化学物質安全性カード(ICSC)^(注)によると、主に検出されたフェノール、2-エチルヘキサノールは、吸入により、せき、頭痛などの急性症状を起こすことがあるとされています。

商品のパッケージには、「新品時の臭いが気になる場合は、風通しの良い場所で1日程度陰干しして下さい。この臭いは無害です。」との表示がみられましたが、気中濃度や吸入量によっては身体に影響を与える可能性のある物質も含まれているため、「無害」という表現は適切ではないと考えられました。

(注)工場、農業、建設業、その他の作業場で労働者や雇用者が使用する化学物質の健康や安全に関する重要な情報を簡潔にまとめたもの。

3. 解決内容等

依頼センターから、相談者にテスト結果を伝えたところ、相談者はカーテンから浮遊する化学物質と自分の持病との関係をかかりつけの医師に相談したいということで、相談は終了しました。また、依頼センターから事業者に対してテスト結果を説明したところ、後日、においの抑えられた商品に切り替えたとの報告がありました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165